

Establishment of Business manual

久喜市内で創業をお考えの方

は是非お読みください。

こんなときはまず久喜市商工会へ

創業するとき
何が必要なの？

創業の補助制度は
あるの？

創業資金の
相談はどこで
受けられるの？



具体的な
創業計画を
作成したい！

創業後の運営を
支援してほしい！

発行：久喜市・久喜市商工会

創業のご相談は久喜市及び久喜市商工会へ

久喜市及び久喜市商工会では「創業支援等事業計画」に基づき、(公財)埼玉県産業振興公社、地元金融機関・信用保証協会・日本政策金融公庫との協力により創業したい方への支援を行っております。

創業ワンストップ相談窓口

久喜市商工会本・支所で創業ワンストップ相談窓口を開設しました。創業に関する様々な悩み、創業後の経営についてのご相談は是非ともご利用ください。また、久喜市役所内の創業相談室では、関係機関や各種支援制度の情報提供等を行っています。

■ 特定創業支援事業制度 ■

久喜市商工会で相談を受け「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を習得し創業計画を作成した場合、久喜市より特定創業支援事業の証明を発行します。

証明を受けると右記の内容が優遇されます。

- 創業前の方が会社を設立する場合、登録免許税が半額になります。(資本金額の0.7% → 0.35% / 最低税額15万円 → 7万5000円)
- 日本政策金融公庫の融資制度にかかる要件緩和など。
 - (ア) 新創業制度において自己資金要件(創業資金総額の1/10以上の自己資金)を満たしたものとしての取り扱いとなります。
 - (イ) 新規開業資金を利用する場合、貸付利率が年利0.4%引き下げられます。
- 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6か月前から利用可能となります。(通常は個人事業所事業開始の1か月前、法人事業開始2か月前まで。)
- 国、県等の各種補助金の創業枠として申請ができます。
 - ※ 持続化補助金(補助金上限50万円 → 200万円、補助率2/3)
- 久喜市商工会創業支援奨励金や久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金の対象となります。(下記をご参照ください。)

01. 久喜市内で創業を予定する方必見! 奨励金、補助金制度のご案内

最大10万円の創業支援奨励金を進呈

① 久喜市商工会創業支援奨励金

- 対象者**
- 事業を営んでいない個人の開業または法人設立をした方
 - 久喜市商工会の支援を受け、久喜市より「特定創業支援事業」による認定を受けた方
 - 久喜市商工会会員加入済み、または加入見込みの方
- ※そのほか対象条件については久喜市商工会HP掲載の「久喜市商工会創業支援奨励金支給要綱」をご確認ください。

- 奨励金額**
- 奨励金一律5万円
- なお、以下の場合はプラス5万円まで追加奨励金を進呈する
- (1) 久喜市商工会において経理代行业業(記帳代行)を委託 +5万円
 - (2) 久喜カード事業協同組合、一般社団法人栗商スタンプ会への加入 +3万円
 - (3) 久喜市商工会で労働保険事務組合に委託 +1万円
- 久喜市商工会青年部、女性部へ加入
商工共済(貯蓄・医療・ガン)へ加入(創業時)

- 申請書類**
- 支給申請書兼請求書【様式第1号】、創業計画書【様式第2号】、開業届の写し(個人)または登記事項証明書(法人)、特定創業支援事業認定書、現地案内図
- ※詳細及び申請用紙は、久喜市商工会HPからダウンロードください。

- 申請方法**
- 上記申請書類に必要事項をご記入の上、久喜市商工会本・支所まで申請ください。 ※窓口受付、郵送可

久喜市商工会 HP



※年度予算を超えた場合は支給を終了する場合がございますのでご了承ください。

② 久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金

事業を営んでいない個人または、個人が新たに設立する法人が空き店舗を活用して創業する場合は対象となります。 ※補助対象要件がありますので詳細は久喜市HP掲載の交付要綱をご確認ください。

- 補助上限額** ○ 100万円(補助対象経費の2分の1以内、1,000円未満切り捨て)
- 申請書類** ○ 交付申請書(様式1号)、事業計画書、収支予算書、住民票の写し(個人)、登記事項証明書の写し(法人)、賃貸借契約の写し、補助対象経費に係る見積書、外観・内観写真(改修工事を対象とする場合)、現地案内図
- 対象経費** ○ 賃借料、改修等経費、広報費
- 申請先** ○ 上記申請書類に必要事項をご記入の上、久喜市役所へご提出ください。

※年度予算の範囲内での補助金額となります。

02. 創業塾で創業に必要なノウハウを習得

久喜市・久喜市商工会が主催で毎年創業塾を開催しています。

「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4つの



テーマの座学とグループワーク等を行い経営者に必要な経営スキルや経営手法について学び、創業計画の作成を行います。また、近隣地域商工会と連携による創業塾も開催しております。



03 経営相談会・専門家派遣事業

新たな販路開拓をしたい、事業の立て直しをしたい、補助金申請のため経営計画を策定したい方は必見！
中小企業診断士や専門家等が無料でご相談を承ります。

経営相談会 ▶ 令和5年度日程 / 毎週火・木曜日 10:00~17:00 各事業所、久喜市商工会本・支所にて (60分 / 事前予約制)

04 創業資金

久喜市商工会では、創業にかかる融資に関する相談を行っています。創業時の資金調達として融資をご希望の際は本会までご相談ください。 ※ 下記は代表的な創業融資となっています。

機関	融資名	融資限度額	返済期間	利率
日本政策金融公庫	新規開業資金	7,200万円 (うち運転資金) 4,800万円	設備 / 20年以内 (据置2年以内) 運転 / 7年以内 (据置2年以内)	基準利率 ※ 要件該当の場合は 特別利率あり
	新創業融資制度	3,000万円 (うち運転資金) 1,500万円	各融資制度に定める 返済期間以内	基準利率 ※ 要件該当の場合は 特別利率あり
金融機関 (埼玉県制度融資)	起業家育成資金	3,500万円	設備 / 10年以内 (据置1年以内) 運転 / 7年以内 (据置1年以内)	1.0%~1.2% 保証料 付する1.0%以内

05 加入するとお得な小規模企業共済

① 国が定めた制度で安心! 確実! 全国で約4割の経営者が加入!

法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度、国が全額出資する独立行政法人
中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営。

② 掛金は全額所得控除で節税! 月額1,000円~!

払い込んだ掛金は、確定申告により**全額所得控除**。

掛金は、月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に設定できます。

所得から差し引かれる	雑損控除 ⑩	
	医療費控除 ⑪	
	社会保険料控除 ⑫	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑬	
	生命保険料控除 ⑭	
	地震保険料控除 ⑮	
	寄附金控除 ⑯	

課税される 所得金額	毎月掛金額ごとの加入後節税額			
	1万円	3万円	5万円	7万円
200万円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円

※ 税額は、平成29年4月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割は5,000円としています。

③ 受取り時も税制のメリット!

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受取り可能。受取りは「一括」「分割」「一括と分割の併用」に加え、税制のメリットがあります。

一括受取	分割受取
退職所得扱い	公的年金等の雑所得扱い



創業支援に関する相談・問合せは久喜市商工会へ

URL <http://www.kuki-sci.or.jp/sougyou/>



久喜本所 〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-7-20
TEL 0480-21-1154 FAX 0480-21-2337

菖蒲支所 〒346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲193
TEL 0480-85-0311 FAX 0480-85-1028

栗橋支所 〒349-1123 埼玉県久喜市間鎌256-1
TEL 0480-52-1559 FAX 0480-52-1567

鷲宮支所 〒340-0217 埼玉県久喜市鷲宮4-8-8
TEL 0480-58-1202 FAX 0480-58-2227